

国民の保護に関する基本指針の変更について

（下線部分は今回変更部分）

変更後	変更前
国民の保護に関する基本指針目次 （略）	国民の保護に関する基本指針目次 （略）
はじめに （略）	はじめに （略）
第1章 国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針 （略）	第1章 国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針 （略）
第2章 武力攻撃事態の想定に関する事項 （略）	第2章 武力攻撃事態の想定に関する事項 （略）
第3章 実施体制の確立 （略）	第3章 実施体制の確立 （略）
第4章 国民の保護のための措置に関する事項	第4章 国民の保護のための措置に関する事項
第1節 （略）	第1節 （略）
第2節 避難住民等の救援に関する措置	第2節 避難住民等の救援に関する措置
1～3 （略）	1～3 （略）
4 その他の医療活動	4 その他の医療活動
(1) 医療活動を実施するための体制整備等	(1) 医療活動を実施するための体制整備等
○ （略）	○ （略）
○ （略）	○ （略）
○厚生労働省は、平素から感染症を診断した医師の届出状況を分析する <u>感染症サーベイランスや、確定診断の前でも医師から報告を求める などの症候群サーベイランスの実施により、感染症の 異状な発生動向を 迅速に察知するものとする。</u>	○厚生労働省は、平素から感染症を診断した医師の届出状況を分析する <u>ことにより、感染症の異状な発生動向を迅速に察知するものとする（感染症サーベイランス）。</u> また、武力攻撃事態等においては、確定診断の前でも医師から報告を求める <u>臨時的調査（症候群サーベイランス）を実施するなど 感染症の 発生動向をより 迅速に察知するものとする。</u>
○ （略）	○ （略）
(2) 医療活動の実施 （略）	(2) 医療活動の実施 （略）
5 医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項	5 医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項
○ （略）	○ （略）
○ （略）	○ （略）
(1) 核攻撃等又は武力攻撃原子力災害の場合の医療活動	(1) 核攻撃等又は武力攻撃原子力災害の場合の医療活動

<p>○内閣総理大臣は、関係大臣等〔文部科学大臣、原子力規制委員会、厚生労働大臣〕を指揮し、必要に応じ、指定公共機関〔量子科学技術研究開発機構、国立病院機構〕、国立高度専門医療研究センター、国立大学病院等の医療関係者等からなる被ばく医療に係る医療チームの現地への派遣の求めなどを行わせるものとする。</p> <p>○（略）</p> <p>○指定公共機関〔量子科学技術研究開発機構、国立病院機構〕等の医療関係者等からなる被ばく医療に係る医療チームは、都道府県対策本部のもとで、汚染・被ばく患者及び被ばく傷病者（汚染・被ばくしたおそれのある者を含む。）に対する診療について、トリアージの実施、汚染や被ばくの程度に応じた適切な医療の実施など、現地医療機関の関係者を指導するとともに、自らもこれに協力して医療活動を行うものとする。また、国立高度専門医療研究センター、国立大学病院等の医療関係者もこれと同様の活動を行うよう努めるものとする。</p> <p>○（略）</p> <p>○指定公共機関〔量子科学技術研究開発機構〕及び被ばく医療に対応可能な国立病院機構の医療施設は、現地医療機関で遂行困難な高度専門的な除染及び治療を行うものとする。また、国立大学病院もこれと同様の活動を行うよう努めるものとする。</p> <p>(2)・(3)（略）</p> <p>6（略）</p> <p>第3節 武力攻撃災害への対処に関する措置</p> <p>1・2（略）</p> <p>3 生活関連等施設の安全確保</p>	<p>○内閣総理大臣は、関係大臣等〔文部科学大臣、原子力規制委員会、厚生労働大臣〕を指揮し、必要に応じ、指定公共機関〔放射線医学総合研究所、国立病院機構〕、国立高度専門医療研究センター、国立大学病院等の医療関係者等からなる被ばく医療に係る医療チームの現地への派遣の求めなどを行わせるものとする。</p> <p>○（略）</p> <p>○指定公共機関〔放射線医学総合研究所、国立病院機構〕等の医療関係者等からなる被ばく医療に係る医療チームは、都道府県対策本部のもとで、汚染・被ばく患者及び被ばく傷病者（汚染・被ばくしたおそれのある者を含む。）に対する診療について、トリアージの実施、汚染や被ばくの程度に応じた適切な医療の実施など、現地医療機関の関係者を指導するとともに、自らもこれに協力して医療活動を行うものとする。また、国立高度専門医療研究センター、国立大学病院等の医療関係者もこれと同様の活動を行うよう努めるものとする。</p> <p>○（略）</p> <p>○指定公共機関〔放射線医学総合研究所〕及び被ばく医療に対応可能な国立病院機構の医療施設は、現地医療機関で遂行困難な高度専門的な除染及び治療を行うものとする。また、国立大学病院もこれと同様の活動を行うよう努めるものとする。</p> <p>(2)・(3)（略）</p> <p>6（略）</p> <p>第3節 武力攻撃災害への対処に関する措置</p> <p>1・2（略）</p> <p>3 生活関連等施設の安全確保</p>
---	---

<p>(1) (略)</p> <p>(2) 武力攻撃原子力災害への対処</p> <p>○ (略)</p> <p>① 体制の整備</p> <p>○ (略)</p> <p>○ (略)</p> <p>○ (略)</p> <p>○ (略)</p> <p>○ (略)</p> <p>○国〔原子力規制委員会、防衛省、海上保安庁、水産庁、気象庁、環境省〕、地方公共団体、指定公共機関〔量子科学技術研究開発機構、日本原子力研究開発機構〕及び原子力事業者は、武力攻撃原子力災害に際しても、的確かつ迅速にモニタリングの実施又は支援を行うことができる体制の整備に努めるものとする。</p> <p>② (略)</p> <p>③ モニタリングの実施</p> <p>○国〔原子力規制委員会、防衛省、海上保安庁、水産庁、気象庁、環境省〕、地方公共団体、指定公共機関〔量子科学技術研究開発機構、日本原子力研究開発機構〕及び原子力事業者によるモニタリングの実施又は支援については、状況に応じ、防災基本計画（原子力災害対策編）の定め例により行うものとする。</p> <p>④ 原子炉の運転停止</p> <p>ア 武力攻撃事態等における措置 (略)</p> <p>イ 原子炉の運転停止の際の電力供給の確保</p> <p>○発電用原子炉を設置する原子力事業者は、武力攻撃事態等において、国〔資源エネルギー庁、原子力規制委員会〕と相</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 武力攻撃原子力災害への対処</p> <p>○ (略)</p> <p>① 体制の整備</p> <p>○ (略)</p> <p>○ (略)</p> <p>○ (略)</p> <p>○ (略)</p> <p>○ (略)</p> <p>○国〔原子力規制委員会、防衛省、海上保安庁、水産庁、気象庁、環境省〕、地方公共団体、指定公共機関〔放射線医学総合研究所、日本原子力研究開発機構〕及び原子力事業者は、武力攻撃原子力災害に際しても、的確かつ迅速にモニタリングの実施又は支援を行うことができる体制の整備に努めるものとする。</p> <p>② (略)</p> <p>③ モニタリングの実施</p> <p>○国〔原子力規制委員会、防衛省、海上保安庁、水産庁、気象庁、環境省〕、地方公共団体、指定公共機関〔放射線医学総合研究所、日本原子力研究開発機構〕及び原子力事業者によるモニタリングの実施又は支援については、状況に応じ、防災基本計画（原子力災害対策編）の定め例により行うものとする。</p> <p>④ 原子炉の運転停止</p> <p>ア 武力攻撃事態等における措置 (略)</p> <p>イ 原子炉の運転停止の際の電力供給の確保</p> <p>○発電用原子炉を設置する原子力事業者は、武力攻撃事態等において、国〔資源エネルギー庁、原子力規制委員会〕と相</p>
---	---

互に緊密な連絡をとりつつ、事態の状況を把握するとともに、原子炉の運転停止に備え、電力供給の確保のための準備を行うものとする。また、原子炉の運転を停止したときは、必要に応じ、電力融通の実施、代替電源の立ち上げ、需給調整契約の発動等の措置を講ずるものとする。なお、これらの措置の実施にもかかわらず、原子炉の運転停止に伴い電気の供給に支障が生じたときは、経済産業大臣は、状況を総合的に勘案し、当該原子力事業者が電気の供給を行わない正当な理由の有無について判断するものとする。

○国〔資源エネルギー庁〕は、武力攻撃事態等において、それぞれその国民保護計画で定めるところにより、発電用原子炉の状態、代替電力の確保状況等について、直ちに、発電用原子炉を設置する原子力事業者から聴取する。また、国〔資源エネルギー庁〕及び電力広域的運営推進機関は、当該原子力事業者以外の電気事業者の状況も含め、電気の需給状況を把握した上で、状況に応じ、指定公共機関である電気事業者に対し、電気事業法の規定に基づく指示、業務改善命令、供給命令等のうち必要と認める措置を講ずるものとする。

○（略）

ウ 原子炉の運転停止に当たり配慮すべき事項（略）

⑤～⑦（略）

4～9（略）

第4節～第7節（略）

互に緊密な連絡をとりつつ、事態の状況を把握するとともに、原子炉の運転停止に備え、電力供給の確保のための準備を行うものとする。また、原子炉の運転を停止したときは、必要に応じ、電力融通の実施、代替電源の立ち上げ、需給調整契約の発動等の措置を講ずるものとする。なお、これらの措置の実施にもかかわらず、原子炉の運転停止に伴い電気の供給に支障が生じたときは、経済産業大臣は、状況を総合的に勘案し、電気事業法第18条に規定する電気事業者が電気の供給を行わない正当な理由の有無について判断するものとする。

○国〔資源エネルギー庁〕は、武力攻撃事態等において、それぞれその国民保護計画で定めるところにより、発電用原子炉の状態、代替電力の確保状況等について、直ちに、発電用原子炉を設置する原子力事業者から聴取する。また、国〔資源エネルギー庁〕及び電力広域的運営推進機関は、当該原子力事業者以外の一般電気事業者の状況も含め、電気の需給状況を把握した上で、状況に応じ、指定公共機関である電気事業者に対し、電気事業法の規定に基づく指示、業務改善命令、供給命令等のうち必要と認める措置を講ずるものとする。

○（略）

ウ 原子炉の運転停止に当たり配慮すべき事項（略）

⑤～⑦（略）

4～9（略）

第4節～第7節（略）

第5章 緊急対処事態への対処 (略)	第5章 緊急対処事態への対処 (略)
第6章 国民の保護に関する計画等の作成手続 (略)	第6章 国民の保護に関する計画等の作成手続 (略)